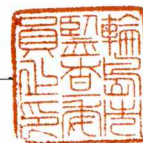


輪島市監査公表第39号

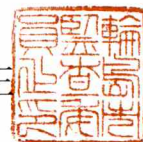
令和2年2月18日付発監査第337号の監査結果報告に基づき、
輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条
第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月27日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正





発 観 第 378 号
令和 2 年 2 月 25 日

輪島市監査委員 高森 宝一 様
輪島市監査委員 大宮 正 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 産業部観光課・門前総合支所地域振興課

監査執行年月日

令和2年1月8日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>○補助事業の執行について</p> <p>申請に係る書類審査において、申請者が補助対象に該当しているか、申請内容に補助対象経費に該当しないものが含まれていないか及び補助金額の決定に係る額の算定等が示されていない。確認を行っているとのことであるが、補助金交付決定を行う際には、審査の内容を記載した書類の添付などその内容を確認できるようにすること。また、今後の補助金交付事務においても、補助金交付要綱等に計った事務執行に努めていただきたい。</p>	<p>補助金交付要綱等に沿って事務処理を行っているが、今後は第三者が確認しても分かりやすいよう、より詳細な内容の書類等を添付するよう努めたい。</p>	<p>措置方針等</p>